特に重要なお知らせ

一般財団法人 広島市職員互助会

職員互助会グループ保険 <団体定期保険>

総合医療保険

<総合医療保険(団体型)>

3 大疾病保障保険

<3大疾病保障保険(団体型)>

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項 を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込み いただきますようお願いいたします。

【職員互助会グループ保険】

○契約概要・・・・・・・・・・・・・・・1,2ページ
○特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)・・・・3,4ページ
〇正しく告知いただくために・・・・・・・・5,6ページ
【総合医療保険】
○契約概要・・・・・・・・・・・・・・・ 7,8ページ
○特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)・・・9,10ページ
〇正しく告知いただくために・・・・・・・11,12ページ
〇ご加入のみなさまへ ・・・・・・・・ 13~15ページ
【職員互助会グループ保険・ 総合医療保険 共通】
○ご加入の生命保険をご活用いただくために ・・・・・16ページ
【3大疾病保障保険】
■ ○契約概要・・・・・・・・・・・・・17,18ページ
○特に注意いただきたい事項(注意喚起情報)・・・19,20ページ
○正しく告知いただくために・・・・・・・・21,22ページ

日本生命保険相互会社

職員互助会グループ保険【契約概要】

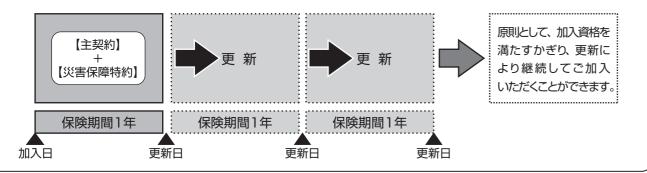
団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。 お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。 また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・ 「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

1.この保険の特徴

- ●この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- ●保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ●ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- ●保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- ●災害保障特約により、ご加入者(被保険者)の不慮の事故による死亡に対する保障が充実し、不慮の事故による障がい・入院に対する保障も確保できます。
- ●受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけではなく、年金として受取ることもできます。

しくみ図(イメージ)



2.主な保障内容と保障額

以下の場合に、保険金・給付金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた 場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお受取りがある場合、保障は終了します。 死亡保険金と高度障がい保険金は、重複してお受取りになれません。

【災宝保障特約】

	災害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から 180日以内に死亡された場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により死亡 された場合		
間がい給付金 いんびゅう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から 180日以内に所定の身体障がい状態になられた場合		
	入院給付金	加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内かつ 保険期間中に所定の入院を開始され、その入院日数が5日以上となった場合		

- (*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。
- ※災害保障特約のお受取りに関する制限につきましては、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。
- ※保障額の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

3.保険料

●保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。 ※保険料の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

本 人: 団体の所属員等で年齢17歳6カ月超70歳6カ月以下の方。

配 偶 者 : 本人の配偶者で年齢17歳6カ月超70歳6カ月以下の方。

こども: 本人の扶養するこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

- ※配偶者・こどものみで加入することはできません。
- ※年齢は効力発生日現在の年齢です。
- ※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

●保険期間は効力発生日~令和4年7月31日までです。以降は毎年8月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。 ※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.受取人

●受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7.配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額 (年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。 ※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険 コールセンターまでお問合せください。

募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)

- ●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【契約者】 一般財団法人広島市職員互助会 【事務幹事会社】日本生命保険相互会社 日本-団-2020-454-12996-M(R3.3.16) 団新③

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

団体定期保険(災害関係特約付)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必 ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制 限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくため に | 等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

1.クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2.告知に関する重要事項

●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務) といいます。)

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。

- ●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは 告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。
- ●告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- ●後日、保険金·給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。 ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

3.責任開始期

●引受保険会社がご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。 ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。) ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。

※災害関係特約とは、

いいます。 ·災害保障特約

·傷害特約 ·災害割増特約

·交通災害特約

·労働災害保障特約

次の特約のことを

●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

4.保険金・給付金をお支払いしない場合等

- ●次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。
- (1)次のいずれかにより保険金・給付金の支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
 - ・被保険者の所定の危険職務または危険競技(練習を含みます。)を原因とする事故によるとき(注1)
 - 災 ·保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - 害 ・被保険者の犯罪行為によるとき 関
 - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
- (2)高度障がい状態等の原因となる傷病等が加入日(*)前に生じている場合
 - ・高度障がい保険金や特約の保険金・給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(*)以後に生 じた場合に限ります
- (3)告知義務違反による解除(注2)の場合
 - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重 大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除さ れたとき
- (4)詐欺による取消(注2)の場合
 - 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の 全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5)不法取得目的による無効(注2)の場合
 - ・保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行わ れたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた 保険料は払戻しません。)
- (6)保険契約が失効(注2)した場合
 - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
- (7)重大事由による解除(注2)の場合

次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人 が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除 いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。

① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が保険金・給付金(死

- 亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する 目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ② この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するとき
- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企 業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関 与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契 約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (注1)交通災害特約が付保されている場合のみとなります。(注2)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

- ●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- ●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約 から脱退となります。
- ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日 ②加入資格を失われた日
- ③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- ●退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省 略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。

6.制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付 内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.共同取扱契約

●この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合)は、 事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険 契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。 なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

- ●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金 額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った 場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金 額・給付金額等が削減されることがあります。
- ●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

9.保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- ●お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に 記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求 に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・ 給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに 団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ●保険金·給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当するこ とがありますので、十分にご確認ください。
- ●保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照 ください。(https://www.nissav.co.ip/hoiin/oshirase/hokinuketori/)

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コール センターまでお問合せください。

募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡くだ さい。)

- ●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する さまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。)なお、 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契 約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設 け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【事務幹事会社】日本生命保険相互会社

K2019-434 D032KB 日本2019団基-34(2020.3.2) 団注⑥般

正しく告知いただくために

団体定期保険

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

- ●現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- ●過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分で確認のうえ、お申込みください。
- ●告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- ●告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- ●生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものでは ありません。

●生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、 傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.『申 込書兼告知書」の質問事項とその補足説明 | をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、 保険金等をお支払いできないことがあります。

- ●告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- ●責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた 内容を解除することがあります。
- ●お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。 (ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。

こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。 たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払 いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害 保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事 故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

5

6. 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

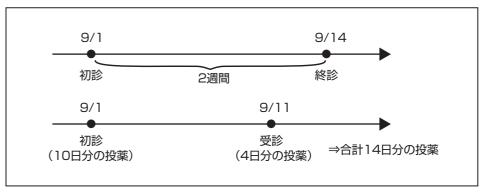
- ●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
- (※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- ●主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- ●「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- ●「申込書兼告知書 | に記載の「質問事項 | は以下のとおりです。

≪質問事項≫

- 1.申込日現在、健康上の理由で就業制限*1 を受けていますか。(配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2 を受けたことがありますか。)
- 2.申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
- 3.申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2 を受けたことがありますか。

<補足説明>

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休·普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。 (注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
 - ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した・・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院
- (注2)「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- ●「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りする ことがあります。
- ●「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

【事務幹事会社】日本生命保険相互会社 K2018-433 2019.2 企業保険サービス課

総合医療保険【契約概要】

総合医療保険(団体型)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込 み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。 また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・

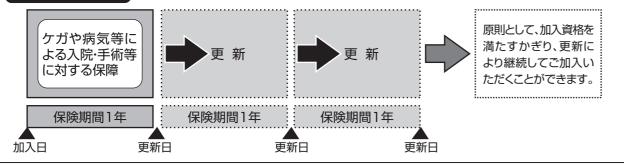
「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

で自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(で意向)に合致しているか、お申込み前に必ずで確認ください。

1.この保険の特徴

- ●この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく保険期間1年の団体保険です。
- ●原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ●ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- ●保険料は毎年算出し、更新日から適用します。保険料は更新時の保険年齢等により変更します。

しくみ図(イメージ)



2.主な保障内容と保障額

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされ たとき	入院給付金日額 × 入院日数	〔1回の入院 ※2〕 124日 〔通算〕 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金 (20倍)※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	_
手術給付金 (5倍)※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象 となる手術または先進医療に該当する手術等を受けら れたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進 医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された 日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。<対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。 この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

※保障額·保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※]~※4)等の制限事項の詳 細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

3.保険料

●保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。 ※保険料の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

本 人: 公的医療保険制度に加入している団体の所属員等で 年齢17歳6カ月超70歳6カ月以下の方。

配 偶 者 : 本人の配偶者の方で

年齢17歳6カ月超70歳6カ月以下の方。

こども:本人の扶養するこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

※配偶者・こどものみで加入することはできません。

※年齢は効力発生日現在の年齢です。

※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

●保険期間は効力発生日~令和4年7月31日までです。以降は毎年8月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。 ※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.受取人

●受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7.配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質 負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。

※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険 コールセンターまでお問合せください。

募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。 (なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡 ください。)

- ●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関す るさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.ip/ をご覧ください。) なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過して も、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に 裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

8

【契約者】一般財団法人広島市職員互助会

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

総合医療保険(団体型)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読み いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご 契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」 等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

1.クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2.告知に関する重要事項

- ●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務と いいます。)
- 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- ●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは 告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。
- ●告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。
- ●後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。 ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

3.責任開始期

- ●引受保険会社がご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。 ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。) ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- ●引受保険会社の職員(営業職員·コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

4.給付金をお支払いしない場合等

●次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。

例えば、

- (1)次のいずれかにより給付金の支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者の薬物依存によるとき
- ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき(原因の如何を問いません。)
- (2)原因となる疾病や不慮の事故が加入日(*)前に生じている場合
 - ※ ただし、加入日(*)からその日を含めて2年を経過した後に入院等を開始したとき等は、その入院等は、加入日(*)以後の 原因によるものとみなします。
- (3)告知義務違反による解除(注)の場合
 - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大 な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたと
- (4) 詐欺による取消(注) の場合
 - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部 またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5)不法取得目的による無効(注)の場合
 - 保険契約者または被保険者に給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたため に、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻 しません。)
- (6)保険契約が失効(注)した場合
- ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
- (7)重大事由による解除(注)の場合
 - 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - ① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が給付金を詐取する目的または、他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含 みます。)をしたとき
 - ② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - ③ 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業 その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

9

- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与 を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存 続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- ●以下のいずれかによって給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、給 付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。
- ・地震、噴火または津波によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき
- (注)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

- ●本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- ●配偶者·こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約 から脱退となります。
- ①本人の脱退日・死亡日
- ②加入資格を失われた日
- ③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

6.制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付 内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.法令等の改正に伴う変更

●この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による 公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、 主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

- ●引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額 等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命 保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減される ことがあります。
- ●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

9.給付金のお支払いに関する留意事項

- ●お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載 しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金 をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われ る場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- ●給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、 十分にご確認ください。
- ●給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。 (https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/)

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コール センターまでお問合せください。

募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡くださ $(\lambda)_{\alpha}$

- ●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざ まなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。) なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保

険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会 を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

K2019-437 L003KB 日本2019医基-37(2020.3.2) 総医注①般

【引受保険会社】日本生命保険相互会社 日本一医-2020-454-12997-M(R3.3.16) 10

正しく告知いただくために

医療保険(※)

- (※) 医療保険の対象商品:総合医療保険(団体型)・新医療保障保険(団体型)・医療保障保険(団体型)
- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは給付金日額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

- ●現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。 この保険に新たにご加入もしくは給付金日額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- ●過去の傷病歴(傷病名·治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- ●告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- ●告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)に て告知いただくようお願いいたします。
- ●生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものでは ありません。

●生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、 傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.「申 込書兼告知書」の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、 給付金等をお支払いできないことがあります。

- ●告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、 事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は 「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- ●責任開始日から1年を経過していても、給付金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた 内容を解除することがあります。
- ●お申込みいただいた内容を解除した場合には、給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。 (ただし、給付金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、給付金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をする ことを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社 はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
 - こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。 たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。
- また、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

ただし、給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、 手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始 日以降の原因によるものとみなします。

11

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、給付金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

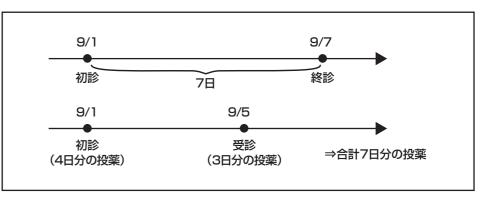
- ●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の 裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
- (※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- ●主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- ●「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- ●「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

≪質問事項≫

- (1)申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*1を受けたことがありますか。
- (2)申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または<u>7日以上にわたり*2、医師の治療・投薬*1</u>を受けたことはありますか。

<補足説明>

- *1 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
 - (注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。 たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」と なります。



- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
 - ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
 - ・妊娠(正常)による入院
- (注2)「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- ●「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- ●「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

【引受保険会社】日本生命保険相互会社 K2018-431 2019.2 企業保険サービス課

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」 について

あなたのご契約内容が各録されます。

なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、お よびこの保険契約[総合医療保険(団体型)]を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人 生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)と ともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目 的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体 型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法 人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全 部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けで きなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障 保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から 各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個 人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。 なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から 医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人 型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。 当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管 理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の 開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。 また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社 の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができ ます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
- ②保険契約の種類(医療保障保険 (団体型・個人型))
- ③治療給付率
- 4)入院給付金日額
- ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所 (市・区・郡までとします。)
- ⑦契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照 会することがあります
- ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきまし ては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp/)の 「加盟会社」をご参照ください

Ⅱ. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養 給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いしま

また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射 線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由 支払額		支払限度(*1)
入院給付金	ケガや病気、または骨髄 幹細胞の採取術により 1泊2日以上継続して 入院をされたとき × 入院日数		・1回の入院についての 限度日数は加入勧奨 パンフレット等にて ご確認ください ・通算1,095日
入院療養 給付金	入院給付金の 支払われる入院を されたとき	入院給付金日額 ×5	通算して30回を限度
手術給付金 (20倍)	1泊2日以上継続 した入院中に手術 (* 2) (* 3)を 受けたとき	入院給付金日額 ×20	お支払限度はござい ません
手術給付金 (5倍)	外来または日帰り 入院中に手術(*2) (*3)を受けたとき	入院給付金日額 ×5	通算して30回を限度 ただし、手術給付金 (20倍)が支払われ る場合は除きます

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
放射線治療給付金	放射線治療(*2)を 受けたとき	入院給付金 日額 ×10	お支払限度はござ いません ただし、60日の間 に1回のお支払い となります

- *1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- *2 公的医療保険制度(別表1)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となる ものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限り
- *3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金を お支払いします

- (1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害また は発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入
- (注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日 前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入 院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2 年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての 加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- ②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
- 医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療 (柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療 所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目 的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医 師の管理下において治療に専念することをいいます。
- (注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による 入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しま tt A,
- ③1泊2日以上の継続した入院であること
- ④別表3に定める病院または診療所における入院であること
- (2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者に ついての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るも のとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)
- ②1泊2日以上の継続した入院であること
- ③別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

(1)2回以上入院をされた場合

・入院給付金について それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給 付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

入院療養給付金について

すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が 支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日 経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払し ます。(この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養 給付金の支払対象となった最初の日とします。)

(2)入院中に入院給付金日額の減額があった場合

入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院 中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。

(3)入院中に保険期間が満了した場合

入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新され ない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみな します。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とし

4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付 金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき

13

- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した 疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること
- (注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害ま たは発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の 加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その 手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

総医(2) K2012-252 ②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること

病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。

- (注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、 腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当 しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとし
- ③次の(a)(b)いずれかの手術であること
- (a)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(別表4)(以下「医科診療報酬 点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公 的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点 数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術につい ては、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている 手術以外は含まれません。)。ただし、次に定めるものを除きます。
- (ii) 皮膚切開術
- (iii) デブリードマン
- (iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術およ び授動術
- (v) 外耳道異物除去術
- (vi) 鼻内異物摘出術
- (vii) 抜歯手術
- (b) 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等 の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
- (i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
- (ii) (a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの

なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的 とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、 放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

- (2)次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受 けたとき
- ①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として 列挙されている骨髄移植術であること
- ②別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額) 日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術である

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

(1)同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場 合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)

お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術 給付金(5倍)をお支払いします。

この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同 一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。

(2)一連の手術を受けた場合

お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科 診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回 のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術の うち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または 手術給付金(5倍)をお支払いします。

(3)入院中に保険期間が満了した場合

保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、 お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について

被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放 射線治療給付金をお支払いします。

- (1)その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害また は発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
- (注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害ま たは発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保 除者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受け たときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (2)治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
- (3)次のいずれかの放射線治療であること
- ①医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施 術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されてい る施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象 として列挙されている施術以外は含まれません。)
- ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
- (4)すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合 放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて 60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合

保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、 お支払いの対象とはなりません。

Ⅲ. 給付金をお支払いできない場合等について

- 1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
- (1)被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
- ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
- ・その被保険者の犯罪行為によるとき
- その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
- その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた 事故によるとき
- ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をして いる間に生じた事故によるとき
- ・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
- ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないも の(原因の如何を問いません。)
- (注1)家族特約に加入されている配偶者・こどもが、その主契約の被保険者(給付金 受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付 金のお支払いはできません。
- (注2)「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項 目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に 規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、 精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- (2)入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じてい
- ※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、 または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因 によるものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社 が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実 でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部 分が解除されたとき
- (4)保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の 加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保障者に対する 部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5)保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給 付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入 等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が 無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6)保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- (7)次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部 分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の 支払事由については、給付金をお支払いしません。)
- ①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または 他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- ②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含み ます。)があったとき
- ③保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに 該当するとき
- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含み ます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下 「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与を していると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその 経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら れること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取 人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事 由と同等の重大な事由があるとき
- (8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
- 2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しない ことがあります。

以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の 計算の基礎に影響を及ぼすとき

- ・地震、噴火または津波によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

14

K2012-252

Ⅳ. 給付金のご請求について

○給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。 ○請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を経由して当

社へご提出ください。

- ○請求書類は、次のとおりです。 ・当社所定の『給付金請求書』
- ・国内の病院または診療所の場合
- 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収証のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1)入院給付金をご請求いただく場合
- ・入院日数が30日以下、または給付金額が10万円以下であること。
- ·すでに退院していること。
- ・病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。 (2)手術給付金をご請求いただく場合
- ·受けられた手術が1回のみであること。
- ·病気による手術の場合、ご加入(増額)から2年経過後の手術であること。

<以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。>

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
- ·労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない (健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とし
- て列挙されている手術を受けられた場合。
- ※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

・不慮の事故を原因とする場合

- 事故状況報告書
- 一 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書 (ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)
- ・海外の病院または診療所の場合
- 一 入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する 診断書 ※診断書の和訳文も添付願います。
- 一不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類

くご注意>

〇給付金の請求は、支払事由発生の時から3年間をすぎますと、その権利がなくな ります

〇ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を経由して 当社へお知らせください。

Ⅷ. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。)および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所等および引受保険会社に、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、 業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 1. 健康保険法
- 2. 国民健康保険法
- 3. 国家公務員共済組合法 4. 地方公務員等共済組合法
- 5. 私立学校教職員共済法
- 5. 似显, (A.) 6. 似昌 (4) 除 (4)
- 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類 コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい 主として妊娠に関連するその他の母体障がい 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 分娩の合併症 分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。) 主として産じょく~褥>に関連する合併症 その他の産科的病態、他に分類されないもの	O10~O16 O20~O29 O30~O48 O60~O75 O81~O84 O85~O92 O94~O99

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。 なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

備考

15

1. 骨髄幹細胞の採取術

「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 平成24年8月3日 K2012-252

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください!

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容(お受取りの対象となる保険金・給付金)については、下表のとおりです。 なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

	団体定期保険	総合医療保険 (団体型)	
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	0	
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡された場合	0	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	0	
障がい給付金	被保険者が 不慮の事故により所定の身体障がいの状態になられた場合	0	
入院給付金(病気による)	被保険者が病気により所定の入院をされた場合		0
入院給付金(災害による)	被保険者が不慮の事故により所定の入院をされた場合	0	0
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		0
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		0
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		0

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください! ※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合 不慮の事故により入院した。

不慮の事故により所定の入院をされた場合、団体定期保険・総合医療保険(団体型)のそれぞれで入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

注)団体定期保険で保障される入院は、不慮の事故が原因で入 院された場合に限られますので、病気が原因で入院された場合 には入院給付金をお受取りいただけません。

【事例】 不慮の事故が原因で所定の身体障がい状態になられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

不慮の事故により指を切断したため入院したが、障がい状態は回復せず所定の身体障がい状態となった。

入院給付金のみご請求いただき、障がい給付金についてご請求 いただいていないケースがみられます。 障がい状態が回復せず所定の身体障がい状態となられた際には 障がい給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合 入院を伴わない手術は支払いの対 象にならないと思い、手術給付金 の請求をしなかった。

総合医療保険(団体型)では、入院期間を問わず、「公的医療 保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付 金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

放射線治療を受けた。

総合医療保険(団体型)では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお 受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的事例をあげたものです。 保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】 「主な保障内容」をご参照がさい。

事務幹事会社

日本生命保険相互会社 K2011-252

3大疾病保障保険 ご契約の概要について (契約概要)

3大疾病保障保険(団体型)

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。 また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。

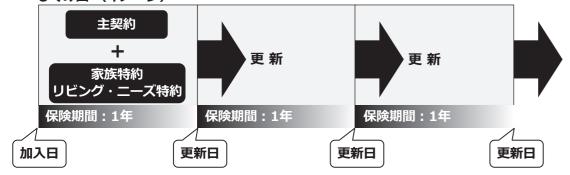
その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、 お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- ●この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- ●保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ●ご加入者(被保険者)の所定の3大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- ●保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図 (イメージ)



原則として、加入資格を満たすかぎり、 更新により継続して 加入いただくことができます。

主な保障内容と保障額

〔主契約および家族特約〕

●被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由		お支払額
	①がん (悪性新生物)	加入日(*)前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(加入日(*)から90日以内に診断確定された場合を除く)	
3 大疾病 保険金	②急性心筋梗塞	加入日(*)以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に該当したとき (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき (2)急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	保険金額
	③脳卒中	加入日(*)以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の (1) または(2)に該当したとき (1) 初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学 的後遺症が継続したと診断されたとき (2) 脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内 新生物診断 保険金)前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたとき(加入日 90日以内に診断確定された場合を除く)	
死亡保険金	死亡されたとき		保険金額

- ※3大疾病保険金・死亡保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。
- ※3大疾病保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。
- ※上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金はお支払いの対象となります。
- ※がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。
- ※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保険金はお支払いできません。
- ※所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
- ※上皮内新生物診断保険金は1回限りのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回限りです。
- (*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」 の表記に ついて 「がん(悪性新生物)」は、「別表1 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。

「がん(上皮内新生物等)」は、「別表4 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。

「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。

〔リビング・ニーズ特約〕

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ特約 の特約保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保険金のうち、保険金の受取 人が指定した保険金額

- ※保険料の追加負担はありません。
- ※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。
- ●詳細は、パンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

保険料

- ●保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに 算出し、変更します。
- ●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認くだ さい。

保険期間

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認くだ さい。

加入資格

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認くだ さい。

受取人

●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認くだ さい。

配当金

● この保険契約には、お払込みいただいた保険料に 対する配当金はありません。

脱退による払戻金

● この保険契約には、被保険者が脱退された場合の 払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- ●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した家族特約付リビング・ニーズ特約付3大疾病保障保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- ●詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認くだ さい。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

●お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載の二ッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。

募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。 (なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。詳細につきましては、別添の 「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 一般財団法人広島市職員互助会 引受保険会社 日本生命保険相互会社 日本ー団-2020-454-12998-M (R3.3.16) 3 疾②家リ簡

特に注意いただきたい事項について

【注意喚起情報】

3大疾病保障保険(団体型)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。 お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等 および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」 ・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(*)保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

●この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- ●健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。) 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- ●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

●告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- ●後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認 させていただくことがあります。
- ●「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご 確認ください。

責任開始期

- ●引受保険会社がご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- ●引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター 担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限が ありません。

高度障がい保険金等について

●この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

保険金をお支払いしない主な場合

●次のような場合、保険金をお支払いしないことが あります。

【主契約および家族特約】

- ●次のいずれかによる場合
- ・加入日(*)前または加入日(*)からその日 を含めて90日以内に所定のがんと診断確定さ れているとき
- ・急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金の お支払いについて、原因となる疾病が加入日 (*)前に生じているとき
- ●次のいずれかにより保険金の支払事由に該当し た場合
- ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被 保険者の自殺によるとき
- ・保険契約者、死亡保険金受取人の故意による とき
- ・戦争その他の変乱によるとき

【リビング・ニーズ特約】

- ●次のいずれかにより保険金の支払事由に該当し た場合
- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意 によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

- ●告知義務違反による解除の場合
- ●詐欺による取消の場合
- ●不法取得目的による無効の場合
- ●保険契約が失効した場合
- ●重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますので で確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- ●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払 戻金はありません。
- ●詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、 保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- ●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- ●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保 険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

保険金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、 パンフレット等に記載しておりますので、ご確認 ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で 行っていただく必要があります。

ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

- ●保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入(*)の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ●保険金をお支払いする場合またはお支払いしない 場合等の事例については、以下のニッセイのホーム ページをご参照ください。

ニッセイホームページ

https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/

指定代理請求人によるご請求に関する 留意事項

- ●3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求することができます。
- 詳しくはパンフレットの「指定代理請求人による ご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認 ください。
- ●指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる 旨、お伝えください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- ●お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。 募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。
 - (なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- ●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/をご覧ください。)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

引受保険会社 日本生命保険相互会社

K2015-487 # は 201LK 日本・団基 - 28-4 2016.4.6 3疾②家リロ本ー団ー2020-454-12998-M (R3.3.16)

正しく告知いただくために

3大疾病保障保険(団体型)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

- ●現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- ●過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、 お申込みください。
- ●告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- ●告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- ●生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものでは ありません。

●生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、 傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「「申込 書兼告知書」の質問事項とその補足説明 | をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、 保険金をお支払いできないことがあります。

- ●告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- ●責任開始日から1年を経過していても、保険金のお支払事由が1年以内に発生していた場合(責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金のお支払いが行われない場合を含みます。)には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- ●お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。 (ただし、保険金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金のお支払いをいたしま
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
 - こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- ※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。 たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払い できないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。また、急性心筋梗塞・脳卒中による 3大疾病保険金については、原因となる疾病が責任開始日前に生じている場合は、過去の病歴(病名、治療期間等)、健康 状態等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

す。)

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

21

「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

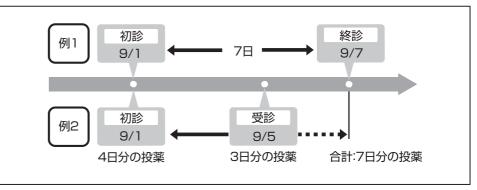
- ●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
- (*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- ●主契約の被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- ※質問事項1項で「はい」に該当される方は、ご加入いただけません。
- ●「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」 「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、 「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- ●「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎ 「申込書兼告知書 | の質問事項

- 1.今までに、がん(肉腫、白血病、リンパ腫、上皮内がんを含む)と診断されたことがありますか。
- 2.申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(主契約の被保険者のみ)
- 3.申込日から過去3カ月以内に、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。
- 4.申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり* 2 、医師による診療(問診・診察・検査・治療・投薬)を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休·普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



- (注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- (注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
 - ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯・妊娠
- ・妊娠(正常)による入院
- (注2)「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでおう「受けできることもあります。
 - 「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)
- ●「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りする ことがあります。
- ●「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

【引受保険会社】日本生命保険相互会社 K2018-451 キホサL2005K H31.3